

An **Anti**Gang**Stalking** Activity Site (**AGSAS**)

A Letter of Inquiry to the District Public Prosecutors Office of Tokyo, as of October 16th, 2005

東地特捜第 783 号の扱いに関する、ご説明のお願い及び申し立て

東京地方検察庁
特別捜査部直告班 御中

平成17年10月5日に申請いたしました告訴状（東地特捜第783号）につき、平成17年10月14付けでご返答いただきました書面において、以下の2点のご指摘をいただき、告訴人宛てに、告訴状（東地特捜第783号）の返戻しが行われました。

1. 具体的な刑罰法令に違反する行為について、だれが、いつ、どこで、だれに対し、どのような方法で、どのような行為を行ったか、それがいかなる犯罪に該当するのか等をできるだけ具体的に記載する必要があります。
2. 一般刑事事件の捜査処理においては、まず第一次的に警察が捜査を行い、その後に検察庁に事件を送致し、検察庁で更に審査を行った上、最終的な事件処理を行うのが通常の手続きとなっておりますので、貴殿におかれましては、犯罪地を管轄する警察署に相談されたく、上記書面は返戻します。

上記2点のご指摘に関連し、以下、1. ご説明のお願い、2. 申し立て、をさせていただきます。個人法益の侵害を受けた被害者本人として、次の方策を取る手がかりとなりますので、ぜひともご回答いただきたく存じます。

1. 告訴状（東地特捜第783号）におきましては、具体的な刑罰法令に違反する各行為について、だれが、いつ、どこで、だれに対し、どのような方法で、どのような行為を行ったか、それがいかなる犯罪に該当するのか等をできるだけ具体的に記載し、補足資料も揃えたと考えておりますが、告訴状（東地特捜第783号）にございますそれぞれの訴えにつき、どの部分に具体性が欠けていたのか、ご指摘いただけますでしょうか。証拠の映像、音声記録等もございまして、告訴状（東地特捜第783号）の記載において具体性の欠けた部分をご指摘いただくことで、それぞれの訴えにつき、求められる具体的な記載は可能と考えております。
2. 刑事訴訟法第二百四十一条「告訴は検察官又は司法警察員にする」によって、告訴後に検察官または司法警察職員による捜査が必要な場合におきましても、告訴人が平成17年10月5日に行った告訴の申請、すなわち告訴状（東地特捜第783号）は、捜査の端緒となるべきものであり、告訴状の返戻しという措置は不当であると考えます。よって、告訴状（東地特捜第783号）の扱いにおきましては、これをもって捜査の端緒としていただきたく、再度、平成17年10月5日付けの告訴状（東地特捜第783号）を送付させていただきます。この訴えに法的な誤りがございませぬ場合には、ご指摘いただきたく存じます。

尚、告訴状（東地特捜第783号）における犯罪地は一箇所ではなく、また、被告告訴人の住所も複数の警察署の管轄に散在し、それぞれの具体的な刑罰法令に違反する行為に関連性が見出せるため、通常、第一次的な捜査は司法警察職員によって行われることは承知いたしておりますが、検察庁への申請は、法律上捜査の端緒となると考え、検察庁への申請を行いました次第です。

以上、ぜひともご回答いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成17年10月16日

告訴人：戸崎 貴裕 印

郵便番号：〒142-0053

住所：東京都 品川区 中延 1-1-1X（公開用に変更） 202号室

電話番号：（公開用に削除）